公　告　第１４号
令和７年５月２６日

入　札　公　告

分任契約担当官
陸上自衛隊関東補給処用賀支処
会計課長　今西　耕平

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

１　競争入札に付する事項

(1)　件名等

件　名	規　格	単　位	数　量	備　考
廃　油 （サラダ油）	仕様書のとおり	Ｌ	９２５	７０缶

(2)　引渡場所
陸上自衛隊用賀駐屯地（管理課給食班）

(3)　代金納付期限
令和７年７月２８日（月）１０時００分まで

(4)　引取期限
代金納付の日から５日以内（令和７年７月３１日（木）まで搬出）

２　入札参加資格

(1)　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第７０条の規定に該当しない者であること。なお未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。

(2)　予決令第７１条の規定に該当しない者であること。

(3)　令和７年・８年・９年度の全省庁統一資格において「物品の買受け」で等級がＣ以上に格付けされ、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。

(4)　防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5)　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約する者でないこと。

(6)　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

３　契約条項を示す場所

「入札及び契約心得」・「標準契約書等」については、陸上自衛隊関東補給処用賀支処総務部会計課及びホームページに掲示（掲載）する。

４　入　札

(1)　日　時

令和７年６月１７日（火）１０時００分

(2)　場　所

陸上自衛隊用賀駐屯地　駐屯地教場

５　入札条件

(1)　入札金額

入札書には消費税相当額を含んだ金額を記載する。

(2)　郵便入札

郵便による入札は可とするが、令和７年６月１６日（月）１７時００分までを到着期限とし、入札書を内封筒に入れ、封筒に会社名、入札日時、件名及び入札書在中と朱書きにより明記して郵送し、発送者の責により到着の確認をする。

(3)　再度入札

ア　１回の入札で落札決定できない場合には、直ちに再度入札を実施する。ただし初度入札で郵送による入札参加者があった場合、再度入札時期は次のとおりとする。

イ　日　時

令和７年６月２４日（火）１０時００分

ウ　場　所

陸上自衛隊用賀駐屯地　駐屯地教場

６　落札決定方法

(1)　総額とする。ただし予定価格以上の最高価格をもって入札した者を落札者とする。

(2)　落札者となるべき最高入札者が２人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

７　入札の無効

(1)　本公告の示した資格のない者が行った入札

(2)　暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(3)　入札書に記載された入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別しがたい場合（入札者の記名にあたっては、代表者（責任者）のほか担当者の氏名を記載の上、連絡先も記載すること。ただし代表者（責任者）が記名・押印する場合は、担当者の氏名及び連絡先の記載は不要とする。）

(4)　電報、電話、ファックス等による入札

(5)　郵便等による入札で、到着期限に未着なもの

(6)　その他入札に関する条件に違反した場合

８　保証金及び賠償金

(1)　入札保証金

免除とする。ただし落札者が契約を締結しない場合には、入札金額の１００分の５以上を違約金として徴収する。

(2)　契約保証金

免除とする。ただし、契約者が契約を履行しない場合、契約金額の１００分の１０以上を違約金として徴収する。

(3)　遅延賠償金

遅延部分１日につき契約金額の１０００分の１以上を違約金として徴収する。

９　契約書の作成

落札者は、落札決定後遅滞なく、「陸上自衛隊標準契約（請）書」の様式により契約書を作成し提出する。

10　契約条項

適用する契約条項は、陸上自衛隊駐屯地用標準契約書の不用物品売払契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項とする。

11　売払に関する注意事項

(1)　売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とする。

(2)　売払物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は全て買受人の責任において処理すること。

(3)　売払物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。

(4)　売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切責任を負わないこと。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵（かし）等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

12　その他

(1)　代表者でない者が入札する場合、入札開始までに委任状を提出すること。

(2)　入札参加希望者は、令和７年６月１６日(月)１２時００分までに参加意思表明（電話連絡可)を行うとともに第２項第３号に示す資格審査結果通知書(写)を提出すること。（ＦＡＸ可）

(3)　入札者は、「暴力団排除に関する誓約事項」を承諾している旨を入札書に記載すること。

(4)　連絡先

〒１５８－００９８
東京都世田谷区上用賀１－２０－１
TEL０３－３４２９－５２４１（代表）
FAX０３－３４２９－５２４５

契約に関する事項
陸上自衛隊関東補給処用賀支処総務部会計課契約班
担当：遠藤（内線：３７８）
仕様に関する事項
陸上自衛隊関東補給処用賀支処総務部管理課給食班
担当：皆藤（内線：３３１）